

第8回利水・水需要管理部会（2006.11.23開催）結果報告		2006.12.5庶務発信
開催日時	2006年11月23日（木）13：30～17：30	
場所	コープ・イン京都 2階 大会議室	
参加者数	委員11名、河川管理者（指定席）13名、一般傍聴者（マスコミ含む）39名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利水・水需要管理部会報告書(案)「水需要管理に向けて」への意見がある場合は12月1日までに提出する。 <p>2. 審議の概要</p> <p>①「利水・水需要管理部会報告書(案)たたき台について</p> <p>審議資料1-1「利水・水需要管理部会報告書(案)「水需要管理に向けて(161123版)」」について意見交換がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。</p> <p>○「はじめに」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「淀川の利水管理体制は一つの岐路に立っている」(P2)として委員会の問題意識を示しているが、さらに「21世紀には利水管理が不可欠であり、これまでの利水管理を根本的に変える必要性があり、今がそのチャンスだ」という内容を入れれば、委員会の問題意識がより明確になる。 ・P2①～③で水需要管理の核心部分を集約する必要はないのではないか。水需要管理を基本とした新たな総合水資源管理制度が必要だという点を指摘しておけばよいのではないか。 ・河川管理者による一定の効率的管理が実施されていることを「一定評価された」(P2)としているが、効率的管理は自然環境に非常にシビアな状況をもたらしている。 ・「河川管理者は、事業中のダムに対しては「当面実施しない」から「規模を縮小して実施する」など具体的な計画変更を行い」(P2)としているが、計画変更をしたのではなく、ダムの方針を示したのである。修正をお願いしたい(河川管理者)。 <p>○第1章「淀川水系における利水政策の考え方と課題」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利水安全度の低下は事実だと思うが、現段階ではその危険性が示されているだけなので、意見書では「利水安全度の低下に伴う危険性を水需要管理によって解決していくためのシミュレーションを行う必要がある」という意見を述べた方がよい。 <p>○第2章「開発行政からの転換」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2.2 水需要管理を促す5つの要因」として、国と地方の財政問題を指摘しているが、水需要の拡大が当該地域の安定・繁栄にとって必要であれば、財政問題を克服して行政の最優先課題として取り組むべきだ。換言すれば、財政事情が好調な時にも水需要管理は必要な考え方だ。水需要管理は財政事情に左右されてはならない。水需要管理を促す要因から「国と地方の財政問題」を削除すべきだ。 <ul style="list-style-type: none"> ←正論だと思う。水需要管理が必要な理由は「環境」だ。財政問題については付随的な記述でよい。 ←利水者のダム撤退は財政問題が大きな要因になっているのではないかと。水需要管理を促す要因の1つとして、財政問題を入れておいた方がよい。 ←財政問題は削除した方がよい。「人為的なインパクトを河川に与えてきた、それが限界にきている」という点をまとめた方がよい。 ←財政が好調な場合には水需要管理がなされないことが問題だと指摘しておけばよい。 ・淀川水系の水資源開発率は非常に高く、コストの面でも限界にきている。このことが環境に大きな影響を与えているという点が報告書(案)では指摘されていない。 ・「2.3 水需要管理の3本の柱」(P10)には、第4章「新たな淀川利水管理に向けた自治体・市民の役割」で提案している内容が含まれていない。市民の意識・協力と地方自治体の政策が水需要管理の重要なポイントとなる。第4章を水需要管理のもう1つの柱として追加すべきだ。 ・「2.3 水需要管理の3本の柱」の「水価格制度の導入」の用語説明があった方がよい。 ・箱書内の記述の位置付けや趣旨が分かるような注釈があった方がよい。 <p>○第3章「水需要管理の具体的施策の検討」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(4) 異常渇水の緊急水の補給」では、これまでに河川管理者から説明した内容(異常渇水対策とはBSL-1.5mを下回らないようにすること、洗堰操作規則における非常渇水時の規定の意味)が反映されていない。BSL-1.5mの下に異常渇水対策としての緊急水があるかのように記述されているが、そうであれば、その根拠と琵琶湖を含めた異常渇水対策になるという理由を記載して頂きたい(河川管理者)。 <ul style="list-style-type: none"> ←事実上、BSL-2.0mは補償対策水位であり、すでに関係周辺の補償対策がなされたと理解している。河川管理者との見解の相違があるかとは思いますが、部会の意見だと思ってほしい(部会長)。 ←部会の見解を委員会の意見書とするには慎重に検討しなければならない。 ・三重県、伊賀市から報告書(案)への意見が提出されている(河川管理者 審議資料1-2 および審議資料1-3を用いて説明)。 <ul style="list-style-type: none"> ←もっともな指摘だ。報告書(案)のあやふやな数値は削除すべきだ。 		

←修正すべき点は修正を行いたい（部会長）。

←三重県や伊賀市へのヒアリングを行った方がよい。分からない点もあるので説明を受ける必要がある。

←ダムWGで対応するのは難しい。時間的な制約があるので無理だろう。

- ・利水安全度について、「シミュレーションの考え方や条件設定・計算方法等に信頼性は薄く、これから導かれた近年の水源施設の実力低下はほとんど根拠をもたないと結論されている」（P15）としている。水資源の安定は重要な課題なので、少雨化傾向が認められる時には、利水安全度の考え方が提起されるのは当然だ。河川管理者も責任を持って誠実にシミュレーションを行ったと思っているので、「ほとんど根拠を持たないと結論されている」という報告書(案)の記述には抵抗がある。実力低下があるとすれば、その実態が利水者や住民に徹底されることが重要なので、P15の最後5行は削除した方がよい。

←報告書(案)では、「シミュレーションは不十分であり、説得力に乏しい。利水安全度をベースに水需要を予測するのは時期尚早だ。慎重に検討すべき」というような記述にしてはどうか。

←利水安全度は利水権に応じた取水ができるかどうかが基準になっている。水利権が大きめであれば、少雨化傾向によって流量が減っても被害に結びつくものではないし、被害が出たとしても水需要管理で対応するというのが部会の基本的な意見だったと思っている。

←水利権量、供給可能量、実供給量をはっきりさせないといけない。供給可能量には、断水を回避するための義務供給量等のさまざまなレベルがある。こういった点についても触れておいて欲しい。

←第3章については再整理したい。ご意見はできるだけ反映させたい（部会長）。

- ・「少雨化傾向と利水安全度」（P16）の大阪府に関する記述は削除して頂きたい。すでに決定したことであり、こういった意見が出されると混乱する。

←河川管理者への提言として「健全な水循環の観点からしても河川管理者は利水者との関係を明確に説明する必要が生じている」という意見を述べているだけだ（部会長）。

- ・部会長から「水源確保量が1万m³/日足りないから安威川ダムで利水を行う」という説明がなされたが、誤認だ。既得利水210万m³/日に臨海工水からの転用12万m³/日を加えた222万m³/日が確保されており、必要な水源確保量231万m³/日に足りない9万m³/日の中で紀の川利水、安威川ダム、工水転用が考えられた。

←河川管理者を通じて「必要な水源確保量231万m³/日のうち、臨海工水や府営工水からの転用等によって230万m³/日までは手当てがついており、残りは1万m³/日」という説明がなされたと理解している（部会長）。

←大阪府の利水計画の説明をしたが、そのような決定をしたという説明はしていない（河川管理者）。

←既に確保された水源量210万m³/日、大阪臨海工水からの転用12万m³/日、府営工業用水からの転用7万m³/日、紀ノ川大堰1万m³/日、安威川ダム1万m³/日という計画になっているかを確認して頂きたい（部会長）。

←確認したい。時間がない場合は、個別に説明させて頂きたい（河川管理者）。

○第5章「まとめ」、「おわりに」について

- ・「おわりに」には、第4章の内容に対応するまとめの文章がないので追加した方がよい。

② 今後の進め方について

- ・第54回委員会（12/7）で部会としての最終案を示したい。少数意見についても、これまで通り、付したいと考えている。12月4日に修正作業を行うので可能な委員にはご協力をお願いしたい（部会長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：3名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・伊賀用水事業については、すでにパイプライン工事がかなり進んでおり、浄水場の用地取得も既に完了しているということなので、これを無視するというのは現実的ではない。伊賀用水事業を認めた上で考えるべきではないか。我々としては、川上ダム以外の水源について検討し「青蓮寺ダムの農業用水施設の利用」、「比奈知ダムから前深瀬川への導水」について意見書も提出したが、報告書(案)で示されているソフトソリューション（伊賀用水と農業用水の合同井堰、岩倉地点での湧水流量に基づいた再検討）について審議を深めて欲しい。難しい地域ゆえに格好の例題となるので今後も取り組みをお願いしたい。

- ・伊賀市内の農業用水が法の不備のために、流水占用届出制度のもとで許可水利権に移行したはずなのに慣行水利権台帳から抹消されずに残されている問題を指摘している。流水占用事務は矛盾を抱えたまま、時代の変化にも適応していない農業利水、幻の水需要を多く残している（参考資料1参照）。やはり、水需要管理体制へ転換する必要性を強く感じる。流域住民は、自然豊かな川らしい川に戻らなければならないこと、水利用のあり方を住民自身が決定しなければならないことを求めている。報告書(案)はすばらしい方向性だが、まだまだ先がある。

- ・水質の問題が議論されていない。合流式処理が原因で鴨川には下水が流されている。琵琶湖ではほ場からの農業排水による汚染が問題になっている。

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。